

## 防府市社会教育委員の会議運営要綱

平成10年4月1日制定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律207号）第18条の規定に基づき制定された防府市社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和25年防府市条例第21号。以下「条例」という。）第4条の規定による防府市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議運営について必要な事項を定める。

### (職務)

第2条 委員は、防府市の社会教育及び生涯学習を推進するために社会教育法第17条の職務及び生涯学習推進会議委員長から付託され、又は委託された次の事項について調査・研究・協議する。

- (1) 生涯学習の奨励普及（啓発）活動の推進に関すること。
- (2) 生涯学習関連情報（ボランティアも含む。）の収集及び交換に関すること。
- (3) 生涯学習関連事業（民間・行政等）の連絡調整及び条件整備に関すること。
- (4) その他生涯学習を推進する上で必要な事項

### (組織)

第3条 委員の会議（以下「委員会」という。）は、条例に基づく委員で組織する。

- 2 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長は、委員会の代表として山口県社会教育委員連絡協議会役員となる。
- 6 委員会の会議の代表として、委嘱される委員については、委員会で協議し決定する。

### (会議)

第4条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

#### 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。